

静岡市自然の家条例及び静岡市キャンプ場条例の一部改正について

静岡市自然の家条例及び静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自然の家条例及び静岡市キャンプ場条例の一部を改正する条例
(静岡市自然の家条例の一部改正)

第1条 静岡市自然の家条例(平成15年静岡市条例第278号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第11条から第21条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第2号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条の表を次のように改め、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

区分	利用時間
宿泊棟	午前9時から退所する日の午後5時まで
多目的ホール	午前9時から午後9時まで
キャンプセンター	正午から翌日の午前10時まで(引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで)
各施設(キャンプセンターを除く。)を日 帰りで利用する場合	午前9時から午後5時まで

第3条中「前条」を「第2条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(自然の家の構成)

第3条 静岡市南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家(以下「井川自然の家」という。)

は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 宿泊棟
- (2) 多目的ホール

(3) キャンプセンター

(4) 前3号の施設に附帯する施設

2 静岡市清水和田島自然の家（以下「和田島自然の家」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 宿泊棟

(2) 前号の施設に附帯する施設

別表中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同表1自然の家の使用料の表中「自然の家」を「井川自然の家及び和田島自然の家の宿泊棟」に改め、別表2南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家の多目的ホールの使用料の表中「南アルプスユネスコエコパーク」を削り、別表に次のように加える。

3 井川自然の家のキャンプセンターの使用料

種類	単位	使用料（1回につき）			
		一般利用			学校利用
		15歳未満の者（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	15歳以上の青少年（3歳未満の者を除く。）及びその指導者	その他の者（3歳未満の者を除く。）	
大テント	1張	3,440円	4,060円	4,690円	1,620円
10人用テント	1張	1,020円	1,200円	1,390円	300円
8人用テント	1張	800円	940円	1,090円	150円
6人用テント	1張	570円	670円	780円	150円
3人用テント	1張	450円	530円	610円	150円
大バンガロー	1棟	6,330円	7,480円	8,640円	1,620円
テント持込料	1張	330円	390円	450円	無料

備考

- 1 回の利用は、正午から翌日の午前10時まで（引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで）とする。
- 「学校利用」とは、小学生、中学生及びこれらに準ずる者が教育課程の一環として利用する場合をいう。
- 「一般利用」とは、「学校利用」以外の利用をいう。

4 「一般利用」のうち、中学校の生徒である者及びこれに準ずる者は、15歳未満の者の区分とする。

(静岡市キャンプ場条例の一部改正)

第2条 静岡市キャンプ場条例（平成15年静岡市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市井川青少年キャンプセンター	静岡市葵区井川3055番地の1
静岡市梅ヶ島キャンプ場	静岡市葵区梅ヶ島3198番地地先安倍川河川敷内

を

「

静岡市梅ヶ島キャンプ場	静岡市葵区梅ヶ島3198番地地先安倍川河川敷内
-------------	-------------------------

に

改め、第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2号中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第1項中「前条の表に掲げるキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）を「キャンプ場」に、「静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「教育委員会」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(利用時間)

第3条 前条の表に掲げるキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用時間は、正午から翌日の午前10時までとする。ただし、引き続き利用する場合にあつては、正午から翌日の正午までとする。

2 前項の規定にかかわらず、静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	種類	単位	使用料（1回につき）	
			一般利用	学校利用
静岡市梅ヶ島 キャンプ場	大テント	1張	4,690円	1,620円
	10人用テント	1張	1,390円	300円
	8人用テント	1張	1,090円	150円

	6人用テント	1張	780円	150円
	6人用テント（常設）	1張	1,540円	300円
	大バンガロー	1棟	8,640円	1,620円
	テント持込料	1張	450円	無料
静岡県玉川キ ャンプセンタ ー	宿泊棟	1人	850円	150円
	大バンガロー	1棟	8,640円	1,620円
	小バンガロー	1棟	5,170円	940円

備考

- 1 1回の利用は、正午から翌日の午前10時まで（引き続き利用する場合にあっては、正午から翌日の正午まで）とする。
- 2 「学校利用」とは、小学生、中学生及びこれらに準ずる者が教育課程の一環として利用する場合をいう。
- 3 「一般利用」とは、「学校利用」以外の利用をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の静岡県キャンプ場条例の規定によりなされた施行日以後の静岡県井川青少年キャンプセンターの利用に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の静岡県自然の家条例の相当規定によりなされたものとみなす。